

下水道使用料の改定について

1 これまでの改定の状況

消費税による改定〔令和元年度(2019 年度)〕を除き、平成24年度(2012年度)の改定以後、12年間実施していない。

2 下水道使用料改定の必要性

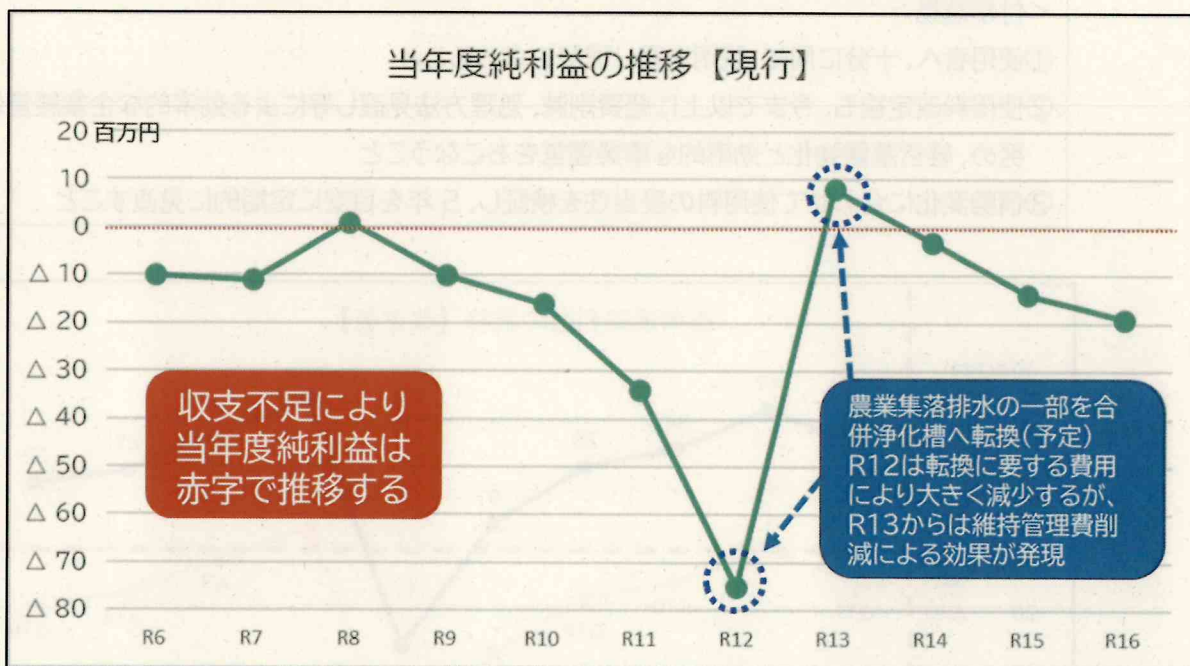
- 【現状】
- ・人口減少、節水機器の普及などによる使用料収入の減
 - ・施設の老朽化や物価上昇による施設維持管理経費の増大
 - ・施設の更新や耐震化等による多額の建設改良事業が見込まれる

- 【課題】
- ・総費用を総収入で賄えず、公営企業会計に移行した令和6年度以降、収支不足(赤字)が続く見通し

※不足分は保有現金で補填することになるが、保有現金の減少により適正な経営に支障をきたす

総費用：施設維持管理経費、減価償却費、企業債元利償還金、建設改良費など

総収入：使用料、国庫補助金、一般会計繰入金、企業債など(内部留保資金含む)



【改定の必要性】

- ・人口減少により使用料収入の減少は避けられず、また、処理場の統合や管理品質の向上による効率化などに取り組んでいるものの、総費用の抑制には限界があり、収支不足を改善するためには、使用料改定により安定経営を図る必要がある。

3 飯山市水道料金等審議会への諮問、答申

令和 6 年(2024 年)9 月 17 日 市長から審議会へ「下水道使用料の額に関し、改正の適否及び適正な額」について諮問

令和 7 年(2025 年)1 月 22 日 審議会から市長へ答申

【改定の方針】

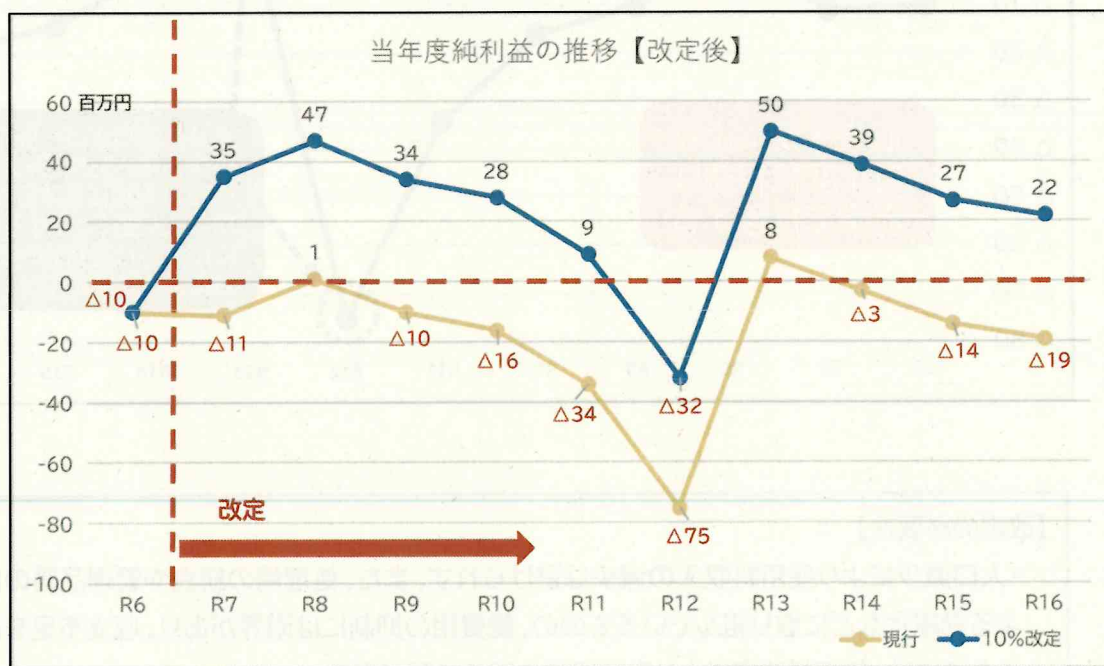
経営戦略期間内(今後 10 年間)での当年度純利益の赤字解消を目指す

【答申内容】

項 目	内 容
使用料の適正水準	使用料収入総額の 10%増額を目指し改定を検討
使用料体系	処理区域で異なる使用料体系の段階的統一 ①基本料金に含まれる汚水量を10㎡に統一 ②農業集落排水の瑞穂地区と北瑞地区の使用料を統一
改定時期	令和 7 年(2025 年)8 月 1 日を目指し、できるだけ速やかに改定

<付帯意見>

- ①使用者へ、十分に周知・説明を図り理解を求めること
- ②使用料改定後も、今まで以上に経費削減、処理方法見直し等による効率的な企業経営に努め、経営基盤強化と効率的な事業運営をおこなうこと
- ③情勢変化に合わせて使用料の妥当性を検証し、5 年を目安に定期的に見直すこと



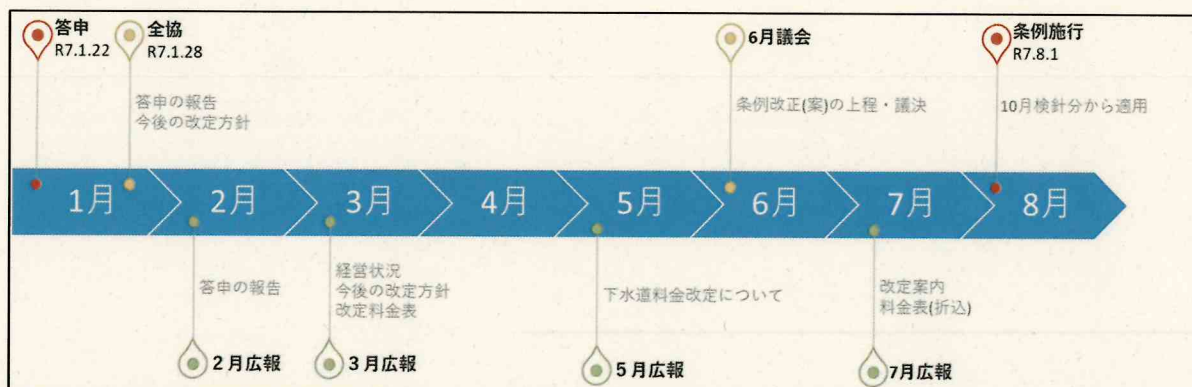
4 使用料改定前後の比較(月使用量 20m3 での比較・税込)

処理区域	改定前	改定後	差額
公共下水道	3,610 円	3,800 円	+190 円
特環公共下水道(戸狩)	3,610 円	3,800 円	+190 円
特環公共下水道(斑尾)	3,620 円	3,850 円	+230 円
農業集落排水(北瑞)	3,810 円	3,900 円	+90 円
農業集落排水(瑞穂)	3,630 円	3,900 円	+270 円
農業集落排水(羽広山・照岡)	4,770 円	4,900 円	+130 円
特定地域生活排水処理	2,877 円	3,067 円	+190 円

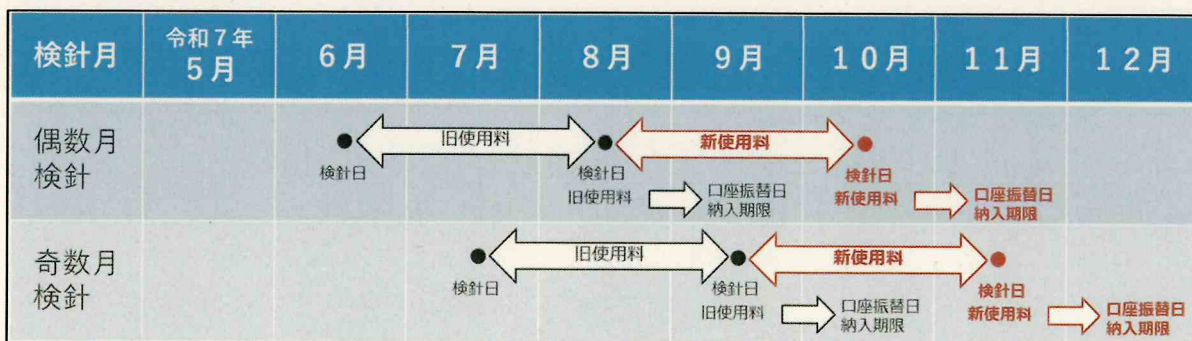
5 今後の予定

- ・令和7年(2025年)6月議会において、使用料改定に関する条例改正の提案を予定。
- ・市民への周知を行った上で、令和7年(2025年)10月検針分(8月-9月使用分)から使用料の改定を実施したい。

【下水道使用料改定スケジュール】



【新しい使用料が適用される時期】

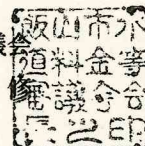




令和 7 年(2025 年)1 月 22 日

飯山市長 江沢 岸生 様

飯山市水道料金等審議会
会 長 三ツ井



下水道使用料の額について (答申)

令和 6 年(2024 年)9 月 17 日付け総第 116 号において、適正な下水道使用料の額について市長より諮問を受け、慎重に議論を重ね意見をまとめましたので、下記のとおり答申します。なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

記

1. はじめに

飯山市の下水道事業は、平成元年(1989 年)に供用を開始し、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業の運営を行っている。

下水道使用料が処理区域ごとで異なっている状況であり、平成 24 年(2012 年)4 月 1 日の改定以降、消費税の改定による値上げを除き 12 年間改定されていない状況である。

なお、本市下水道事業は令和 6 年(2024 年)4 月に地方公営企業法の全部を適用し、公営企業会計に移行したことにより、経営の透明性が向上するとともに財政状況の具体的な把握が可能となった。

施設は供用開始から、35 年が経過していることから、今後は下水道施設の老朽化に伴う更新や耐震化に多額の費用が必要となる一方で、人口減少社会の進行や節水意識の向上に伴う節水機器の普及等により、使用料収入が減少することが想定され、下水道事業を取り巻く環境は厳しい状況である。

こうした現状を踏まえ、様々な観点から慎重に議論を行った。

2. 答申内容

下水道は、生活環境の向上や河川等の公共用水域の水質保全、浸水被害の防止(雨水の排除)のために欠かすことのできない重要な社会基盤である。そのためには今後も処理方法の見直し等による経費削減の経営努力の継続を前提とし、次のとおり下水道使用料を改定することが適当である。

(1) 下水道使用料の適正水準と使用料体系について

① 下水道使用料の適正水準

今後 10 年間の経営状況を試算した結果、非常に厳しい経営状況が今後も継続する見込みであり、経費回収率の悪化、当年度純利益は赤字が継続することが想

定される。

将来にわたり、安定的にサービスを提供するため、使用料収入総額の 10%増額を目指し、具体的な使用料の改定を検討されたい。

② 使用料体系

下水道使用料の体系については、運営に要する固定的経費を広く負担いただくことが適当であるため、現行のとおり基本料金と汚水量料金の二部使用料制とし、基本料金単価と汚水量料金単価の全てを改定することが適当である。

また、処理区域により使用料が異なることについては、使用者が受ける汚水処理サービスは区域による差異はなく、今後も異なる使用料体系を維持すべき積極的理由がないことから、今後段階的に統一することが適当である。

今回の改定においては、以下のとおり使用料体系の統一を図ることとする。

(ア) 基本料金に含まれる汚水量を 10 m³に統一

(イ) 農業集落排水の瑞穂地区と北瑞地区の使用料体系を統一

※改定案料金表は、表 1-1～表 1-5 のとおり

(2) 改定時期

改定の時期については、昨今の物価上昇が住民の生活に大きな影響を及ぼしていることから、慎重な判断が求められるが、時期が遅くなるほど改定率が高くなることは避けられない。

現在の経営状況を鑑みると早期に改善することが望ましいが、十分に使用者等への周知・説明を図り、令和 7 年(2025 年)8 月 1 日を目指し、できるだけ速やかに改定を実施すること。

3. 附帯意見

- (1) 今回の改定は、消費税による改定を除き実質 12 年ぶりの改定である。十分に使用者等への周知・説明を図り理解を求めること。
- (2) 下水道使用料改定後においても今まで以上に経費の削減や処理方法の見直し等による効率的な企業経営に努め、経営基盤の強化と効率的な事業運営を行うこと。
- (3) 今後の下水道使用料については、最新の情勢変化に合わせて使用料の妥当性を検証し、5 年を目安に定期的に見直しをすること。

表 1 - 1 飯山市下水道使用料改定案（公共・特環戸狩・浄化槽 区域）

（1 カ月あたり・税込）

区分	水量	現行使用料	改定使用料	改定額
基本料金		1,473 円	2,035 円	562 円
汚水量料金 (1 m ³ につき)	0 m ³ を超え 5 m ³ まで	0 円	0 円	—
	5 m ³ を超え 10 m ³ まで	113 円	0 円	皆減
	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	158 円	177 円	19 円
	20 m ³ を超え 30 m ³ まで	172 円	199 円	27 円
	30 m ³ を超え 50 m ³ まで	176 円	201 円	25 円
	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	187 円	216 円	29 円
	100 m ³ を超え 200 m ³ まで	198 円	225 円	27 円
	200 m ³ を超え 300 m ³ まで	208 円	233 円	25 円
	300 m ³ を超え 500 m ³ まで	226 円	252 円	26 円
	500 m ³ を超えるもの	236 円	266 円	30 円

表 1 - 2 飯山市下水道使用料改定案（特環斑尾 区域）

（1 カ月あたり・税込）

区分	水量	現行使用料	改定使用料	改定額
基本料金		1,870 円	2,050 円	180 円
汚水量料金 (1 m ³ につき)	0 m ³ を超え 5 m ³ まで	0 円	0 円	—
	5 m ³ を超え 10 m ³ まで	0 円	0 円	—
	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	175 円	180 円	5 円
	20 m ³ を超え 30 m ³ まで	186 円	200 円	14 円
	30 m ³ を超え 50 m ³ まで	186 円	200 円	14 円
	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	188 円	205 円	17 円
	100 m ³ を超え 200 m ³ まで	189 円	210 円	21 円
	200 m ³ を超え 300 m ³ まで	189 円	210 円	21 円
	300 m ³ を超え 500 m ³ まで	189 円	210 円	21 円
	500 m ³ を超えるもの	189 円	210 円	21 円

表 1 - 3 飯山市下水道使用料改定案（農集北瑞 区域）

(1 カ月あたり・税込)

区分	水量	現行使用料	改定使用料	改定額
基本料金		1,524 円	2,050 円	526 円
汚水量割 (1 m ³ につき)	0 m ³ を超え 5 m ³ まで	0 円	0 円	—
	5 m ³ を超え 10 m ³ まで	136 円	0 円	皆減
	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	161 円	185 円	24 円
	20 m ³ を超え 30 m ³ まで	166 円	202 円	36 円
	30 m ³ を超え 50 m ³ まで	171 円	205 円	34 円
	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	177 円	209 円	32 円
	100 m ³ を超え 200 m ³ まで	188 円	215 円	27 円
	200 m ³ を超え 300 m ³ まで	198 円	226 円	28 円
	300 m ³ を超え 500 m ³ まで	214 円	243 円	29 円
	500 m ³ を超えるもの	217 円	246 円	29 円

表 1 - 4 飯山市下水道使用料改定案（農集瑞穂 区域）

(1 カ月あたり・税込)

区分	水量	現行使用料	改定使用料	改定額
基本料金		1,458 円	2,050 円	592 円
汚水量割 (1 m ³ につき)	0 m ³ を超え 5 m ³ まで	0 円	0 円	—
	5 m ³ を超え 10 m ³ まで	122 円	0 円	皆減
	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	157 円	185 円	28 円
	20 m ³ を超え 30 m ³ まで	168 円	202 円	34 円
	30 m ³ を超え 50 m ³ まで	169 円	205 円	36 円
	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	173 円	209 円	36 円
	100 m ³ を超え 200 m ³ まで	179 円	215 円	36 円
	200 m ³ を超え 300 m ³ まで	185 円	226 円	41 円
	300 m ³ を超え 500 m ³ まで	192 円	243 円	51 円
	500 m ³ を超えるもの	195 円	246 円	51 円

表 1－5 飯山市下水道使用料改定案（農集羽広山・照岡 区域）

（1 カ月あたり・税込）

区分	水量	現行使用料	改定使用料	改定額
基本料金		1,803 円	2,560 円	757 円
汚水量割 (1 m ³ につき)	0 m ³ を超え 5 m ³ まで	0 円	0 円	—
	5 m ³ を超え 10 m ³ まで	189 円	0 円	皆減
	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	203 円	234 円	31 円
	20 m ³ を超え 30 m ³ まで	203 円	238 円	35 円
	30 m ³ を超え 50 m ³ まで	203 円	238 円	35 円
	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	205 円	241 円	36 円
	100 m ³ を超え 200 m ³ まで	205 円	241 円	36 円
	200 m ³ を超え 300 m ³ まで	207 円	245 円	38 円
	300 m ³ を超え 500 m ³ まで	207 円	245 円	38 円
	500 m ³ を超えるもの	209 円	247 円	38 円

飯山市水道料金等審議会 委員名簿

役職	氏名	所属団体等
会長	三ツ井 修	飯山市区長会協議会
職務代理者	南澤 忠	飯山商工会議所
委員	荒井 俊光	長野県信用農業協同組合連合会 飯山事務所
委員	稲生 秀子	飯山市保健補導員協議会
委員	大口 明弘	八十二銀行 飯山支店
委員	栗岩 典子	ながの農業協同組合
委員	佐藤 亜矢子	一般公募
委員	服部 恒美	いいやま食文化の会
委員	蛭間 有唯	一般公募
委員	宮本 務	飯山管工事工業協会

(役職ごと五十音順・敬称略)

審議経過

開催回	開催日	開催場所	審議内容
第 1 回	令和 6 年 9 月 17 日 (2024 年)	飯山市役所 会議室	・飯山市水道料金等審議委員の決定 ・会長、副会長の決定 ・下水道使用料の額について (諮問) 1. 審議会開催の目的 2. 下水道の役割 3. 飯山市の下水道と下水道使用料 4. 事業の現状分析と課題 5. 飯山市下水道事業経営戦略 6. 適切な下水道使用料の在り方
第 2 回	令和 6 年 10 月 18 日 (2024 年)	飯山市役所 会議室	1. 公営企業 経営の原則 2. 飯山市下水道事業 令和 5 年度 決算及び決算に基づく現状分析 3. 経営戦略による将来の見通し 4. 経費削減策について 5. 使用料改定時 体系イメージ
第 3 回	令和 6 年 12 月 19 日 (2024 年)	飯山市役所 会議室	1. 前回までの振り返り 2. 答申案 3. 飯山市使用料改定基本方針 4. 使用料改定案 5. 参考資料
-	令和 7 年 1 月 10 日 (2025 年)	書面により	1. 答申案の検討
-	令和 7 年 1 月 22 日 (2025 年)	飯山市役所 会議室	飯山市長への答申